

平成28年度第8回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

平成28年11月10日(木) 開会 9時30分
閉会 11時01分

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 12名

田原 一男	俵口 和義	青柳 政士	藤岡 満
廣渡 秀雄	筑紫 利英	田中 誠二	広渡 輝男
麻生 孝子	戒能 杉雄	刀根 基光	神屋 種義

(2) 欠席委員 1名

深田 明俊

4. 委員会に附した議案

議案第 22号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
議案第 23号 農地の一時利用届の承認について
議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
議案第 25号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 26号 荒廃農地に係る非農地判断について

5. 事務局出席者

上部 龍二 秦 啓 岩崎 泰政

議長 それでは、ただ今より、第8回定例農業委員会を始めさせていただきます。起立。礼。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認順序について事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、それでは、本日の現地確認は3か所になります。農地一時利用届が提出されています原に向います。その後も一時利用届の関係で糠塚に、最後は農地法第5条の関係で野間に向いたと思います。以上です。

議長 はい、それでは現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは再開いたします。議事に入ります前に本日の議事録署名人を青柳委員と藤岡委員、よろしくお願い致します。それでは議案第22号農地法第3条の規定による許可申請の承認について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について、農地法第3条第1項の規定により、下記の農地の所有権を移転するため、同法施行令第3条第1項の規定に基づき申請されたので承認を求めます。平成28年11月10日 岡垣町農業委員会会長 田原一男。それでは本日の3条の申請は2件となっております。まず一件目から、譲受人、譲渡人に関しましては議案の通りです。申請地に関しまして、所在は糠塚、地目は畑、地積は1526㎡、用途区分としては農用地となっております。申請事由としましては売買による所有権移転です。続いて2件目です。譲受人、譲渡人に関しては議案に記載の通りです。申請地に関しましては全部で7筆ありまして、全て田、合計で6,926㎡となっております。申請事由といたしましては贈与による所有権移転となっております。それでは、別にお配りしております農地法第3条の調査書について確認をしていきたいと思えます。今回、1件目と2件目の譲受人が同じ方となっておりますので、調査書を併せて作成しております。なお、譲受人が法人ということで、個人の申請の際とは異なる部分もありますので確認していきます。

それでは、全部効率利用に関しましては、取得する土地については水稻、大豆、ぶどうなどの作付けを予定されております。現在、譲受人の経営農地はすべて耕作をされております。また、機械の保有状況等を踏まえまして、今後も農地の全てを効率的に利用できるものと見込んでおります。次に、農地所有適格法人以外の法人という部分です。農地所有適格法人でないと農地の取得が出来ませんので、農地所有適格法人の要件を満たしているかの確認となります。まず、

譲受人が現在行っている事業の売上高の過半を農業と農業に関連する事業が占めております。また、法人の役員等の農業への従事状況、そういったものから、農地所有適格法人としての要件を満たしておりますので、この2号の農地所有適格法人以外の法人の場合の項目に関しては適用なしとさせていただいております。次に下限面積についてです。譲受人が耕作の事業に供すべき農地(105a)は当該地区の下限面積の50aを超えております。また、今回の申請地については譲渡人の所有農地であり転貸には当たりません。そして最後の項目、地域調和に関する項目ですが、譲受人はこれまでも水稲・野菜等の栽培を行っておりまして、その際、地域において問題等は生じておりません。そういった点からですね、権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。それでは農地法第3条の許可申請に関しては以上となります。

議長 はい、それでは事務局より説明いたしましたので、1、2につきましていずれも譲受人が同じでございます。ご質問、ご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

全員 はい。

議長 それではご承認いただいたものとさせていただきます。続きまして議案第23号農地の一時利用届の承認について事務局説明をお願いします。

事務局 議案の3ページをご覧ください。議案第23号 農地の一時利用届の承認について、下記のとおり、農地の一時利用届が提出されたので承認を求める。平成28年11月10日 岡垣町農業委員会会長田原一男。今回申請された一時利用届については2件となっております。まず、一件目について、申請地は2筆あり、所在は糠塚となっております。利用目的については、矢矧川河川改修事業の資材置場ということです。利用期間は、現場でも確認頂きましたけれども、先だって使用されていることから、10月17日から来年の5月31日までとなっております。なお事業終了後は、農地を原状回復させるということで計画をされております。また、地元からの水利承諾書の提出も受けております。2件目について、申請地の所在が原になり、対象農地が3筆ありまして、全て田となっております。利用目的としましては、堀地ため池堤体工事に伴う工事用道路、表土仮置き場、資材置場となっております。現場でもご説明させていただきましたけれども、2筆に関しては、今年度末までの利用となっております。1筆に関しては来年度末までの利用ということで、計画されております。こちらに関しても事業終了後に原状回復をします。また、地元からの水利承諾書の提出も受けております。議案第23号に関しましては以上となります。

議長 はい、議案第23号につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

全員 はい。

議長 それでは、ご承認いただけますでしょうか。

全員 はい。

議長 ありがとうございます。それでは続きまして、議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の 11 ページ目をご覧ください。議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地を耕作以外の目的に供するため、同法施行令第 15 条第 1 項の規定に基づき申請されたので承認を求めます。平成 28 年 11 月 10 日 岡垣町農業委員会会長田原一男。5 条の申請は 1 件となっております。申請人、相手方は議案記載の通りです。申請地の所在は野間 2 丁目、地目は田、地積は 255 ㎡、用途区分といたしましては第一種住居地域となっております。転用目的は宅地分譲、権利内容としましては売買による所有権移転です。農地の種類に関しましては第 3 種農地、用排水ですが、雨水が水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水となっております。最後、予算措置は自己資金です。それでは、別にお配りしておりますチェックリスト 2 ページ目をご覧ください。要件の確認を行っていききたいと思います。まず、立地基準についてですが、今回の対象地に関しましては、都市計画法の用途地域（第一種住居地域）内に存する農地であることで、第 3 種農地として判断をしております。次に 3 ページに移りまして、一般基準です。まず実現の確実性という部分ですけども、まず資金に関する部分ですが、資金計画書を提出頂いております。今回の予算措置としては自己資金ということですので、残高証明書、また今回の転用目的であります宅地分譲にかかる工事の見積書併せて提出頂きまして、確認をしております。この工事に関しましては許可がおりましたらすぐに着工という計画で、予定では 12 月末までに工事の完了を予定しております。今回、道路手前が雑種地となっており、今回の申請地と一体利用する計画ですが、雑種地の所有者も今回の譲渡人と同一の方であり、雑種地の売買に関する契約を譲渡人とされており。今回の事業ですが、申請農地の面積が 255 ㎡、雑種地が 203 ㎡で、全体としては 458 ㎡となっており、2 区画の宅地を造成する計画となっております。17 ページに計画書も提出されております。最後に、今回、土地の造成に当たりますけども、土地計画の用途地域ということで許可ができるということです。次に周辺の営農への支障という部分ですけども、既に周りは家が建ち並んでいますので、三方をコンクリートブロックで囲まれております。土砂の流出等の恐れもありませんし、盛土、切土等、そういった形質の変更というのをごさいます。また、水利承諾書が地元の農業組合からも提出されております。議案第 24 号に関しましては以上となります。

議長 はい、それでは議案第 24 号につきまして、当該委員さん、何かご意見ございましたら。

藤岡委員 あの、住宅地のまん中の土地やからですね、宅地造成されることについては問題ないと思いますけども、よろしくをお願いします。

議長 それでは、他の委員さん、ご意見、ご質問ございましたら。よろしいでしょうか。

全員 はい。

議長 はい、それでは、ご承認いただけますでしょうか。

全員 はい。

議長 はい、それでは続きまして、議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案の 19 ページ目をご覧ください。議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について、標記の件について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の審議決定を求める。平成 28 年 11 月 10 日 岡垣町農業委員会会長 田原一男。今回の農用地利用集積計画につきましては、毎年 2 回行っております。今回の分は 11 月 15 日から JA を通じた利用権の設定についての計画です。議案の 20 ページ、21 ページに今回の計画の全体面積と筆数を載せております。賃借権の設定が 60 筆あり、面積で 97,432 ㎡となっております。使用貸借権は 9 筆で、9,460 ㎡となっております。賃借権に関しては新規で設定されるものが 33 筆、約 52,000 ㎡、昨年と比較しても今回の新規での設定が非常に多いという内容となっております。22 ページから 33 ページまで詳細な内容をつけております。利用集積計画の説明に関しては以上となります。

議長 はい、この件につきまして何かご質問、ご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

全員 はい。

議長 はい。それでは、続きまして、議案第 26 号 荒廃農地に係る非農地判断について説明をお願い致します。

事務局 はい。それでは議案の 34 ページをご覧ください。議案第 26 号 荒廃農地に係る非農地判断について、調査の結果、農地法の運用について第 4 の(3)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 号第 1 項の農地に該当しない非農地としての決定を求める。平成 28 年 11 月 10 日 岡垣町農業委員会会長 田原一男。それでは、今回は上戸切・下戸切を調査しました。田で 5 筆、面積 2,865 ㎡、畑で 74 筆、面積 88,024 ㎡、合計 79 筆、90,889 ㎡の農地を現地確認した中で非農地として判断をしております。対象の 79 筆の一覧は 35 ページから 39 ページまで載せております。また、併せて、議案と一緒に現地確認の際の現況写真をお配りしています。内容的には、全体のほとんどが山林という事で、竹林化の所が多くありました。それでは議案第 26 号に関しては以上となります。

議長 はい、それでは議案第 26 号につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

全員 はい。

議長 はい、それでは続きまして、その他の項に入らせていただきます。

【その他事項】

① 日程について

- ・平成 28 年度福岡県農業会議北九州支部研修会

日 時 11 月 16 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 30

場 所 北九州ハイツ

参集範囲 全農業委員

- ・福岡県農業会議北九州支部と JA 北九幹部との意見交換会

日 時 11 月 14 日 (月) 16 : 00 ~

場 所 黒崎ひびしんホール

参集範囲 会長、事務局長

- ・平成 28 年度市町村農業委員会会長・事務局長会議

日 時 11 月 18 日 (金) 13 : 30 ~

場 所 博多サンヒルズホテル

参集範囲 会長、事務局長

- ・第 51 回遠賀・中間地区農業祭

日 時 12 月 4 日 (日)

場 所 岡垣サンリーアイ ウェーブアリーナ

参集範囲 農業委員

② 次回の日程について

日 時 12 月 8 日 (木) 午後から

場 所 岡垣町役場 301 会議室

議長 それでは、以上をもちまして、第 8 回の定例農業委員会を終了させていただきます。起立。礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。